

上尾市教育委員会訓令第3号

教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7	市議会の議決を経るべき事件に係る意見の申出等に関する事項	(1) 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件について、市長に対して意見を申し出ること。	○				
		(2) 市議会から請求された請願の処理の経過及び結果について、報告すること。		○			

別表第2 学校教育部学校保健課の表1の項を次のように改める。

1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	(1) 上尾市学校給食実施条例（令和7年上尾市条例第9号。この項において「条例」という。）第4条第1項に規定する学校給食費（以下この項及び7の項第2号において単に「学校給食費」という。）を徴収すること。				○
---	------------------------------------	---	--	--	--	---

	(2) 条例第 4 条第 3 項の規定により学校給食費を減額し、又は免除すること。				○
	(3) 上尾市学校給食実施条例施行規則（令和 7 年上尾市教育委員会規則第 6 号。7 の項第 3 号において「規則」という。）第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定により学校給食費に相当する額を還付すること。				○
	(4) 学校給食費を督促すること。				○

別表第 2 学校教育部学校保健課の表 7 の項に次の 1 号を加える。

(3) 規則第 6 条の規定により学校給食を停止し、又は停止した学校給食を再開すること。				○
--	--	--	--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第 2 条第 1 号に規定する決裁をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。